

2008年度 活動課題・事業計画

研究実践課題

すべての生徒・保護者に、人権についての正しい理解と認識を培っていくため、教職員自ら人権についての認識を深め、実践していこう。

教育内容の創造と実践につとめ、部落問題をはじめ様々な人権問題の解決に取り組むことのできる力量と集団を育てよう。

教育の機会均等の権利と進路を保障する取り組みを進めよう。

同和教育の成果と課題を踏まえ、真の人権教育を推進し、あらゆる人たちが「共に生きる」社会の実現をめざそう。

2008年度の取り組みに向けて

1 はじめに

本研究会は、本年度51年目を迎えました。

この間の50年の歴史は、部落解放をめざした教育、すべての生徒の教育の保障に取り組んでこられた先達をはじめとする私たちのすべてが誇り得る財産として、意識されてよいと思います。

そして今、この50年の歴史を受け継ぎ、21世紀を「人権と共生の世紀」と願い、日々の実践に取り組んでいる私たちが、今後の教訓とすべきことは何であったか、今一度確認し合わなければいけない時期でもあると思います。

今年は、世界人権宣言が国連総会で採択されてから60年目になります。この宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳われています。しかし、60年を経た現在でも宣言のめざしたすべての人間の自由と平等は実現できていません。

また、文部科学省が、2004年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕」を公表、具体的な事例を含む〔第2次とりまとめ〕を2006年1月に公表し、最終的なまとめとして、〔第3次とりまとめ〕を本年4月に公表しました。これまでの人権・同和教育の実践が明らかにしてきた成果や教訓がいかされ、人権教育の推進や深化・充実に活用できる内容となっています。

一方県では、県教育委員会が本年2月に「人権教育の推進についての基本方針」を策定しました。これまで、県として「奈良県人権施策に関する基本計画」を2004年に策定し、県教育委員会は学校教育の分野で、「人権教育推進プ

ラン」(2001年)、「人権教育学習プログラム」(2006年)を出していました。今回ようやく、それらの理念を示すものとして「人権教育の推進についての基本方針」が示されたのです。

このように、人権教育の重要性が、国の内外を問わず示され、その推進が強く求められています。各校においても、これらを踏まえ、すべての教科・領域に人権教育を位置づけ、教育活動全体を通じて人権教育が推進されなければなりません。

社会が急速に変化し続けている今、確かな人権感覚と、行動力を身につけた生徒を育成することは、私たちに課された急務であると言えるでしょう。その責務を果たすために、私たちは、生徒たち一人ひとりの姿をしっかり把握しなければなりません。さらに、一人の目で見ることではなく、多くの教職員の目で生徒を見ることでより正確に状況を把握できます。お互いが信頼関係で結ばれている、集団としての教職員の力が必要です。私たちは、生徒たちが信頼できるなかまとしていきいきと学校の門をくぐる、人権の視点の根付いた、豊かな学校文化の創造をめざしていきたいものです。

2 人権の21世紀を創造するためにめざしたいこと

(1) 同和教育の成果と課題

同和教育50余年の取り組みは、「差別の現実に学ぶ」ことを基本姿勢として始まりました。それは「靴べらしの同和教育」と言われるほど何度も何度も地域に入り込み、部落差別の実態と子どもたちの課題に気づき、その上にたって教育や進路を保障していくという取り組みでした。

私たちは、部落問題の学習を通して、様々な差別や人権の課題について、科学的な認識を培い、人権を尊重する態度や行動力を育成することに取り組んできました。同和教育が、人権教育の基礎を築いてきたと言えます。

成 果

1. 部落問題の解決を図るとともに、自然や社会について科学的で豊かなものの見方・考え方を培う教育内容の創造
2. 人権の大切さや様々な人権問題についての学習の創造
3. 差別と貧困による長期欠席・不就学をなくしていくため、就学を支援する制度の充実に向けた取り組み
4. 課題をもつ生徒の生活と学力を高め、進路を保障する取り組み
5. 生徒の言動を、現象面だけでなく背景なども含めてとらえていく生徒観の育成

6. 民主的な集団づくりをめざした取り組み
7. 身の回りの問題や日常生活における矛盾や不合理を解決していくための取り組み
8. 各校での同和教育推進体制も整備され、全校での組織的な取り組み体制の確立

課題

1. 差別の問題を取り上げるときに、知識面の学習だけにとどまってしまう、差別と自分との関わりまで十分ふみこめていない
2. 差別の問題について、知識として理解していても行動になかなか結びつかない
3. 現実には差別意識が払拭できず、差別が解消されていない
4. 社会の急激な変化のなかで、新しい人権課題が生じてきている

(2) 人権教育とは

人権の21世紀を創造するためには、あらゆる人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く根付いた社会の実現することが求められます。人権教育とは、この社会の実現をめざして行われる教育の営みであると考えます。

その教育の中でめざすことを以下の3点に整理しました。

人権を尊重する人間を育てること

人間の尊厳を基本として、社会に存在する様々な人権問題の解決をめざし、個別の人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度を育成することです。

本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること

自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼ややればできるという成就感などを育むことです。

人と人との豊かにつながり、共に生きること

他者との出会いを肯定的にとらえ、多様な価値観や生き方にふれながら、他者と共に生きることの意味を実感できるようにすることです。

(3) 人権が尊重された、一人ひとりが輝く学校文化の創造に向けて

豊かな人権感覚を身につけ、差別をなくす実践力を持つ生徒を育成するためには、人権教育を特別な活動としてホームルームや人権教育の行事の時間だけに閉じこめておく

のではなく、全教科・領域にわたり全員で取り組まれることが必要です。人権教育は、授業をはじめ、あらゆる教育活動の中に息づいていなければなりません。学校の活動すべての根幹に人権尊重の理念が据えられていなければなりません。たとえば、そのためには、授業は一人ひとりの生徒がいきいきと参加し、自分自身のかけがえのない位置や自分と集団・社会との関係をつかみ取っていくことのできる場でなければならないということです。学ぶ喜びが感じられる授業であってはじめて生徒自身が、自ら生きる力をつかみ取っていくことになると考えます。

そうした普段の教育活動の中において、生徒たちは人権感覚を身につけ、その中ではじめて、人権学習が内実をもなったものになっていきます。

3 人権教育の内容を創造しよう

(1) 人権教育に取り組む前に

人権学習を進めるためには、まず私たち教職員が、人権問題を自分の課題としてどのように追求しているかを問い直すことが大切です。また、今までの学習が、結果として「こんな差別がある」「差別はいけないことだ」ということを認識するだけの学習にとどまっていなかったか、普遍的な人権尊重の精神の涵養につながっていたかということ点を点検していく必要があります。目前の生徒にとって、今何が課題なのかを明確にしなければなりません。そして、人権問題について考え、その課題解決の力を培うことのできる、より効果的な手法と教材を創造し、工夫を凝らした学習を展開することが求められます。

(2) 人権問題の解決につながる基礎的な力量を育もう

生き方と人権をつないだ取り組みをめざそう

生きることが人権とどのようにつながっているのかを知ることや、自分の身近な生活を見つめ直していただくことが大切です。一人ひとりがかけがえのない人間であること、いわゆる人間の尊厳を学ぶことを通して、自らの生き方を追求していこうとする視点は、人権教育の取り組みの中でも特に大切にしたいものです。

自尊感情を高め、豊かな感性を育もう

人間は一人では生きていくことはできません。私たちのまわりの自然や社会の中で、家族やなかまなど、様々な人に支えられていることに気づき、自分自身を大切にしようとする態度が、他人を大切にしたり尊重したりすることにつながります。

そのためには、自分自身について深く知り、その長所や短所を含めたありのままの自分を肯定的に見ていくという自尊感情や、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性を育むことが重要です。

人や社会との関わりを通して、豊かな人間関係づくりを

人は、自分が受け入れられていると実感できる環境の中でこそ、ありのままに自分を表現したり、自分の能力や可能性を発揮したりしていくことができます。人と人との関わりを通して、互いに認め励まし合う人間関係を育てたり、共通の課題や目的をめざして取り組むなかで、一人ひとりが尊重される集団や社会を築いていくことが重要です。

また、コミュニケーション能力など人間関係を育むために必要な人権についてのスキル(技能)や、自分に何ができるかを考えようとする態度を身につけるとともに、互いを信頼し、認め合える豊かな人間関係を育てていくことが大切です。

私たちの身近な生活を、意識して観察したり、見方を変えてみたりすると、文化や社会の姿、様々な事象や人々の生きざまなどが見えてきます。さらに、仕事や社会のしくみとそれが果たしている役割、これまでの人々が生きてきた歴史を学んでいくことで、それらと自分自身との関わりや生活とのつながりに気づくことができます。

また、様々な見方や考え方、文化や習慣の違いを互いに認めていくことで、共に生きていく社会の大切さに気づくこともできます。そのためには、体験的な活動等を通して、自分の価値観や世界観を豊かにしていくことが大切です。

(3) 個別の人権問題についての学びの充実と創造

差別の不合理性についての認識を深める

部落問題、外国人、障害者、女性、子ども、高齢者等々、人権について様々な課題が存在しています。また、インターネットによる人権侵害等の新たな人権に関する課題も生じてきています。これらの課題は歴史的な経緯や社会的背景等それぞれ異なりますが、差別の構造や人権侵害の状況など多くの課題に共通するものがあります。これら個別の課題について認識を深め、さらに、これらに共通の差別や人権侵害は不合理なものであることを認識するとともに、様々なかたちの差別を見抜く感性を養うことが必要です。

人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ

個別の人権問題には、それぞれの背景や解決をめざしてきた歴史があります。こうしたことを学ぶことによって、人々のたくましさや人間の尊厳についての認識を深めていくことが大切です。これまで人権獲得に向けて、多くの人

たちが努力をしてきました。特に、差別と闘ってきた人々の姿からは、生きざまや生きることの意義を学ぶことができます。

身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う

地域の実態に即した具体的な個々の学習から、日常生活の中にある様々な人権に関する課題に気づき、その解決をめざして主体的に関わる実践的態度を培うことが大切です。

また、個々の人権が侵害されるような場合、それに立ち向かい、なくしていける実践力を育てる必要があります。

4 生徒たちをつなぐようサポートしよう

(1) 共に生き、共に育つなかま集団づくりを進めよう

多くの生徒たちはそれぞれの生き立ちやくらしの中でいろいろな課題を抱えて生きています。そして、そのことを何とかしたいという気持ちが「荒れ」や問題行動となって現れることもあります。人とのつき合いが苦手な人間関係がうまく築けず、なかなかつながりあえない生徒も増えています。ホームルームでも、積極的な発言はほとんどなく、ようやく発言しても、あたりさわりのない建前の意見しか言わない生徒も多く見られます。また、集団の中にも孤独を感じ居場所が見つからないと感じている生徒の姿もあります。

私たちは、ありのままの自分そのまま受け入れられ、互いに認め合い、信頼感と安心感のある集団づくりをめざし、共に生き、共に育つなかま集団づくりの取り組みをさらに進めていく必要があります。

(2) 人権問題に取り組む生徒たちの活動をつなぎ、活動が広がり、高まるようサポートしよう

社会が変わり生徒たちの生活の様子も以前とは様変わりする中で、解放研等の活動は、各校ともに非常に厳しい状況ですが、生徒たちの中には、関心のある人権問題に主体的に取り組む、他の人権問題に取り組む人たちともつながっていこうという思いを持った者もいます。このような生徒の思いをどう具体化していくのか、私たちに問われています。「解放研等に部員がないから活動が組織できない」といって、何もしないのではなく、私たちが、何かをする(行動を起こす)ことによって、「思い」を持った生徒が自ら行動していこうとする意識を育むよう、サポートしていく必要があります。

(3) 地域とつながる生徒の育成を進めよう

学校内での活動から、さらに地域の人たちとのネットワークづくりをめざす活動へと広がりを見せている学校が増えつつあります。また、特別支援学校と高等学校等との交流学习や特別支援学校間の交流、学校と地域の合同の文化祭や人権問題への取り組み、ボランティア活動等生徒たちのネットワークも広がりつつあります。

このような取り組みを通して、生徒たちは地域を大切にすること、その地域にとって自分がかげがえのない存在であることを自覚するとともに、人とつながることの大切さを実感していきます。このことは生徒の生きる力を培うことにもつながります。私たちは地域とつながる自主的な活動をさらに進めていく必要があります。

5 生徒の自己実現に向けてサポ - ト体制を作ろう

(1) 確かな進路保障をめざして

産業構造や雇用形態等が激変し、大きな社会変化が進んでいます。フリーターやニートが増加していることは、若者が社会参画から排除されていく傾向にもつながっていきます。こうした状況の中で、私たちのめざす進路保障とは、学力をつけ就職や進学をさせることはもちろん、様々な社会の矛盾を自己の問題としてとらえることができ、自らの力で未来を切り拓いていける意欲と力量を持った生徒を育てることです。生徒自身の主体的な自己実現に向けての、多様な進路選択が可能となるように意欲や能力を育て、勤労観、職業観を培い、社会人としての資質向上を図る必要があります。

また、私たちは、教育の機会均等の視点で、奨学金制度の充実に向けて、関係機関と連携しながら取り組んできました。家庭状況の急変のために、保護者の経済的負担が増し、その結果、進学を断念したり、無理なアルバイトをするあまり高校を続けていくことすら困難な生徒たちがいます。奨学金制度がなければ進学率の低下や中退率の上昇は避けられません。教育は、就労の安定、生活水準の向上等、社会生活の基礎をなすものであり、このことは、どれほど社会が変化しようとも不変です。一人ひとりの生徒が将来展望を持ち、自らの力で進路を選択し、人生を切り拓いていけるように支援をしていくことが求められています。

(2) 校種間連携や家庭・地域との連携をさらに深めよう

私たちのめざしている進路保障の観点から、中学校等と

の校種間の連携や家庭・地域との連携が必要になることもあります。具体的にどんな連携ができるのか、どんな形で連携を進めるのがいいのか等、各校の実態を踏まえて研究を進めていきたいと思えます。

(3) 近畿統一用紙の趣旨の深まりと広がりをめざそう

企業の差別選考や、選考時の不適切な言動や不必要な血液・尿検査などのような人権侵害を許さず、生徒の就職の機会均等の権利を完全に保障するために労働行政、高等学校進路指導研究協議会（高進協）等の関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。また、公務員採用に関わっても統一用紙の趣旨が徹底していくよう高進協等と共に取り組んでいきたいと思えます。

就職や資格・免許取得に関する欠格条項の問題点について研究し、改善を求めていきます。

統一用紙の趣旨が、就職だけでなく進学に際しても広まっていくよう、関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。

6 人権を基盤に据えた学校づくりをめざそう

(1) 人権を学ぶ環境を整備しよう

人権教育を推進していくためには、学ぶ環境が人権を大切にしている雰囲気になっていることや、教職員と生徒との人間関係において、人権が尊重されたものになっていることが重要です。

生徒は人との関わりを通して人権について学ぶことが多く、周囲の人々の考え、行動、生き方などをモデルとして、自分の考えや行動の規範をつくっていきます。そのため、大人の考え方を一方的に押しつけるのではなく、生徒自身の考えや経験がいかされているかなど、学校施設・設備の面も含めて、すべての教育活動において人権が大切にされる環境になっていることが必要です。

(2) 教職員全員で取り組む人権教育推進体制を確立しよう

人権教育推進体制を確立させるためには、まず各校で今まで積み上げられてきた成果と今後の課題を、全職員で共通理解していくことが必要です。その上で、生徒や保護者の願いを受け止めながら、人権尊重の精神を基盤に据えた学校づくりをめざし、条件整備や教育内容の創造につとめなければなりません。

また、人権教育を推進する体制づくりも、校内だけにとどまらず、地域・家庭や関係機関・団体とも有機的に結びついたものでなければなりません。

(3) 人権教育推進のための教職員研修の充実をめざそう

人権教育を推進するためには、まず私たち教職員が人権問題を、自身の課題として取り組む姿勢が求められます。

あわせて、個々の具体的な差別の問題を通してのみ人権を語るのではなく、生き方や日常の暮らしの中で人権という概念を具体的に捉えていく必要があります。そのためには、私たちが国内外の優れた手法に積極的に学び、人権感覚を高めることが大切です。

今後も、人権教育の推進に役立つ研修会をさらに充実させ、交流の場や情報を提供していきたいと考えます。

(4) 地域・家庭に開かれた学校づくりをすすめよう

社会が大きく変わろうとしている今、学校教育のあり方も大きな変革を求められています。私たちは、学校を「地域住民の教育への参画」という視点で見直し、保護者・地域住民・教職員が共同で教育を推進する「開かれた学校づくりと子育てのネットワークづくり」に取り組んでいくことが大切だと考えます。そのためには、地域・家庭・学校がそれぞれの課題を出しあいながら、お互いの連携を深めていかなければなりません。

研究推進体制について

1 全校体制で推進を

多くのところで再々述べられていることですが、人権教育は一部の教職員のみが実践するものではなく、一人ひとりの教職員が、それぞれの力量を活かしながら組織的に取り組んでいく必要があります。そのために、各校の人権教育研究推進の核として、本研究会推進委員の位置づけと任務を明確にする必要があります。その上で全教職員に共通理解をはかり、研究推進体制を点検し、全校体制で取り組む必要があります。そのことによって人権教育の理念が学校教育のあらゆる場面で生かされていくと考えています。

2 各部会の活動について

(1) 推進委員会について

推進委員会は、本研究会の具体的活動について協議し、共通理解を深める場です。また、互いの実践を交流し自校の取り組みに反映させるために、研修を深める場でもあります。様々な課題克服のため、研修を充実させるとともに、議案の整理をおこない効率的な議事の運営をめざします。

(2) 各種研究委員会について

各種研究委員会は、推進委員が各分野で提起された課題に基づき、具体的に研究・研修を深める場であり、本研究会の研究活動分野における中心的な役割を果たしています。

本研究会が今日的な内容も含めて重要と考える課題について研究活動を通し、各校の実践に生かしていただきたいと思えます。

各種研究委員会は以下のとおりです。

部落問題学習	くらしと進路	I Tと人権
障害児(者)教育	特別支援教育	

(3) 各種連絡会議について

各種連絡会議の5つの部会では、必要に応じて、人権教育推進上の課題を明らかにしながら、実践交流を進めていきたいと思えます。

普通科高校	専門高校	定通制高校
特別支援学校	私立学校	

解放研等顧問連絡会議は、自主活動を進める先頭に立つ教員の研修・実践交流の場です。各校での取り組みに資する研修内容としていきたいと思えます。

(4) ブロック別ホームルーム研修会について

ブロック別ホームルーム研修会は、各校のホームルームの公開を通して、互いに実践交流し、研修を深める場です。今後とも、学びの場として多くの会員の参加を得て、さらに充実させていきたいと思えます。

北部Aブロック	北部Bブロック
中・南部ブロック	

3 関係機関・団体との連携等について

本研究会は人権教育推進上の諸課題を克服するため、県・県教育委員会等の行政、奈人教、奈人推協、県外教等の関係団体等と共に連携した取り組みを進めてきました。今後とも、これら関係団体・機関との連携を図りながら、自らの課題に取り組んでいきたいと思えます。